

会 議 録

会議の名称	令和3年度第4回行田市空家等対策協議会
開催日時	令和4年3月22日（火） 開会：午後1時30分・閉会：午後2時15分
開催場所	行田市産業文化会館2階・第2会議室
出席者（委員） 氏 名	石井直彦、小池利昌、栗原三郎、川野健人、星山信明、大島正信、 碓井勝也、大木孝介、小林定春、戸田都生男、朽木宏、長谷見悟 （名簿順・敬称略）
欠席者（委員） 氏 名	藤間利一（名簿順・敬称略）
事務局	斎藤都市整備部次長兼建築開発課長、朝見建築開発課主幹、 柿沼建築開発課主査、高橋建築開発課主任
会議内容	1 開会 2 あいさつ 3 委員委嘱（委嘱状交付） 4 議事 （1）パブリックコメント実施結果の報告について （2）第2次行田市空家等対策計画（案）の最終確認について 5 その他 6 閉会
会議資料	（資料名・概要等） 1 次第 2 席次表 3 行田市空家等対策協議会委員名簿 4 市民意見募集手続結果の概要 5 第2次行田市空家等対策計画（最終案） 6 第2次行田市空家等対策計画 主な改定内容
その他必要 事項	傍聴人2名

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>事務局（主査）</p> <p>石井会長</p> <p>事務局（主査）</p> <p>大島委員</p> <p>事務局（主査）</p> <p>戸田委員</p>	<p>■ 司会（朝見建築開発課主幹）</p> <p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石井会長よりあいさつ <p>3 委員委嘱（委嘱状交付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に机上に委嘱状を備え交付〔碓井勝也氏〕 <p>4 議事（議事進行：石井会長）</p> <p>（1）パブリックコメント実施結果の報告について</p> <p>（2）第2次行田市空家等対策計画（案）の最終確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局より、資料に基づき一括して説明 <p>【質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19ページの空き家等バンク契約成立数10件というのは年間目標か、または計画期間における目標か。 ・ 空き家等バンク制度は、行田市と提携している不動産団体が空き家等の利活用相談を行う仕組みになっている。その利活用相談を経て媒介契約を締結し、空き家等が不動産市場に流通することが大半であるため、これまでにバンク登録に至った実績としては9件のみである。よって、計画期間における目標設定（10件）とさせていただいている。 ・ これまでの全ての実績が9件か。また、そのうち売買契約が成立したのは何件か。 ・ 空き家等バンク制度開始以降、全ての実績が9件であり、そのうち売買契約成立数は5件である。 ・ 52ページの事例紹介において、全国ではなく埼玉県内の事例に限定した資料を掲載した理由を教えてください。また、まちなかの一部エリアを絞って重点的に空家等対策を講じることで活性化を図る事例掲載はないか。

事務局（主査）	<ul style="list-style-type: none"> ・行田市は埼玉県空き家対策連絡会議との連携により、同会議が発行した資料の掲載が認められているため、「空き家利活用事例集」の中からイメージの湧きやすい近隣市の事例を掲載させていただいた。また、市街地の活性化を図る事例として、53ページに草加市の取り組みを参考資料として掲載している。
川野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等の認定はどこ部署がどのように判定しているのか。また、空家等をチェックして問題ないと判断した案件は協議会に情報提供されるものなのか。市で問題ないと判断しても特定空家等の予備軍ともいえるものであり、協議会に情報提供してもらえると専門的見地から迅速に判断できると思う。
事務局（主査）	<ul style="list-style-type: none"> ・36ページの特定空家等に対する措置のイメージフローのとおり、実態調査や市民からの通報により関係各課が把握・連携し、所管条例に応じた指導等を行っている。その中で危険度の高い案件については、建築開発課において、資料編60ページ以降に示す「特定空家等判定基準 チェックリスト」に基づき、特定空家等の該当有無を確認した上で、協議会に諮る流れとなる。
川野委員	<ul style="list-style-type: none"> ・49ページの法第15条に明記されている財政上の措置及び税制上の措置等において、空家等に関する対策の実施に要する費用に対して、国や県から補助等があるということか。具体的に補助事業を活用した場合には、どの程度の負担割合になるのか。
事務局（主査）	<ul style="list-style-type: none"> ・31ページの（5）空き家等の用途転換に対する支援において、地域交流拠点等として利活用するための改修費用に対して、一定期間の事業継続を条件に費用補助する制度を令和4年度から開始する予定である。なお、令和5年度からは国庫補助金等の導入も検討しており、実際に活用できた場合、国1/3、市1/3、申請者1/3の負担割合となる。
栗原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等所有者が理解しやすいように、計画書の概要版を作成することを検討しているか。概要版を配布することができれば空き家等対策への理解が深まると思う。

事務局（主査）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定以降、概要版を作成しホームページに掲載する等の対応をさせていただく。
石井会長	<ul style="list-style-type: none"> ・他に、質疑がないため、「（１）パブリックコメント実施結果の報告について、乃至（２）第２次行田市空家等対策計画（案）の最終確認について」は、承認することよろしいか。
	<p>「異議なし」の挙手</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・最終案については承認することと決する。 ・議事終了。議長の任を解かせていただく。
	<p>5 その他</p>
事務局（主査）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和４年度以降、第２次行田市空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進していく。今後も計画変更や特定空家の判定等に関して、委員の皆様のご協力をいただきたい。
	<p>6 閉会</p>